

名誉役員規則改定新旧対照表(平成 26 年変更分)

旧	新	変更理由
(待遇)	(待遇)	
第 3 条	第 3 条	
3.校友会の役員及び役職者を2期又は5年以上勤めた経験のある者で、且つ満 70 歳に達した者には「顧問」の称号を与えることができる。	3.校友会の役員及び役職者を2期又は5年以上勤めた経験のある者で、且つ満 70 歳に達した者には「顧問」又は「相談役」の称号を与えることができる。	相談役の待遇を追加する。